

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和4年11月22日決裁分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200084号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200094号

## 第1 結論

請求者のA社における令和元年12月27日の標準賞与額を7万円に訂正することが必要である。

令和元年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年12月27日

A社から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない記録になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された賞与集計表、令和1年分退職所得給与所得に対する源泉徴収簿、同社の回答及び同社の社会保険事務担当者の陳述から判断すると、請求者は、同社から請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与集計表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、7万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200085号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200095号

## 第1 結論

請求者のA社における令和元年12月27日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

令和元年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年12月27日

A社から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない記録になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された賞与集計表、令和1年分退職所得給与所得に対する源泉徴収簿、同社の回答及び同社の社会保険事務担当者の陳述から判断すると、請求者は、同社から請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与集計表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、25万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200207号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200096号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年6月6日から平成元年1月22日まで

A社B支店及びA社C支店にそれぞれ講師として勤務した期間である請求期間について、A社における厚生年金保険の被保険者記録がないので、請求期間を被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された人事記録及び請求者から提出された履歴書により、請求者は、請求期間のうち、昭和63年6月6日から同年7月2日までA社B支店、同年7月6日から同年9月30日までA社C支店、同年10月2日から平成元年1月21日までA社B支店にそれぞれ講師として臨時的に採用されたことが確認できる。

しかし、A社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除について、確認できる資料を保管しておらず不明である旨回答している。

また、請求者から提出された「臨時的任用教育職員の給与・勤務時間・休暇等について」には、厚生年金保険の加入に係る取扱いが記載されているが、A社は、請求期間当時に当該記載内容どおりの取扱いを行っていたか不明である旨回答している。

さらに、請求期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の者の請求期間当時の勤務期間に係る回答内容及びオンライン記録から、同社が、請求期間当時において、前述の「臨時的任用教育職員の給与・勤務時間・休暇等について」に記載されている内容どおりの厚生年金保険の加入に係る取扱いを行っていたことはうかがえない。

加えて、D市の回答により、請求者は、請求期間を含む昭和63年4月1日から平成元年1月23日までの期間において国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200150号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200097号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年4月29日から昭和55年12月23日まで

国(厚生労働省)の記録によると、A社に勤務した期間の標準報酬月額が3万6,000円から17万円となっているが、同社から50万円から200万円の給与支払があり、厚生年金保険料も控除されていたので、調査の上、年金記録を見直ししてほしい。

## 第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、同法による記録の見直し及び保険給付が行われるためには、請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することが必要である。

しかしながら、A社は平成19年4月1日に既に解散しており、後継事業所であるB社は請求期間に係る賃金台帳等の資料は保管していない旨回答及び陳述している。

また、請求者から請求期間に係る給与明細書、源泉徴収票、確定申告書(控)などの資料の提出はない上、請求者から提出された他の資料からは、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

さらに、オンライン記録によると、請求者の資格取得時における標準報酬月額は3万6,000円、請求者の退職直前の昭和55年10月1日付けの定時決定における標準報酬月額は17万円であるところ、請求者と同時期(昭和45年4月)にA社に入社した年齢の近い男性従業員12名の資格取得時における標準報酬月額は3万3,000円から3万6,000円であり、そのうち、請求者が同社を退職するまで在籍していた従業員7名の昭和55年10月1日付けの定時決定における標準報酬月額は22万円から24万円であることが確認できる上、厚生年金保険被保険者名簿を見ると、請求期間に係る標準報酬月額の記録に見直しされた事跡は見当たらず、請求者の請求期間に係る標準報酬月額が不自然な記録であるとまではいえない。

加えて、請求者が同じ時期に同じ職種であったとする2、3歳年上の元同僚について、オンライン記録により検索したところ、条件に近い元同僚1名は所在地が不明であり、当時の状況を照会することはできない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく報酬月額及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200062号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200098号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成12年5月1日から同年4月21日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

平成12年4月21日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成12年4月21日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年4月21日から同年5月1日まで

私は、A社に平成12年4月21日から勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者期間が同年5月1日からとなっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の雇用保険の記録、A社から提出された労働者名簿、同社の回答、同社の総務担当者の陳述及び同社における複数の元同僚の回答から判断すると、請求者が、請求期間において同社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における平成12年5月の標準報酬月額の記録及び日本年金機構の回答から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明かでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100833号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200099号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成30年1月25日から平成31年1月26日に訂正し、平成30年1月から同年12月までの標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成30年1月25日から平成31年1月26日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年1月25日から平成31年1月26日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を、平成21年8月5日は17万2,000円、平成22年7月28日は16万8,000円、同年12月21日は16万5,000円、平成23年12月20日は16万1,000円、平成25年8月2日は15万8,000円及び同年12月24日は15万4,000円に訂正することが必要である。

平成21年8月5日、平成22年7月28日、同年12月21日、平成23年12月20日、平成25年8月2日及び同年12月24日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年8月5日、平成22年7月28日、同年12月21日、平成23年12月20日、平成25年8月2日及び同年12月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 3 請求者のA社における平成21年8月5日、平成22年7月28日、同年12月21日、平成23年12月20日、平成25年8月2日及び同年12月24日の標準賞与額を18万円に訂正することが必要である。

平成21年8月5日、平成22年7月28日、同年12月21日、平成23年12月20日、平成25年8月2日及び同年12月24日の訂正後の標準賞与額(上記2の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成30年1月25日から平成31年1月26日まで  
② 平成21年8月5日  
③ 平成22年7月28日  
④ 平成22年12月21日  
⑤ 平成23年12月20日  
⑥ 平成25年8月2日  
⑦ 平成25年12月24日

請求期間①について、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成30年

1月25日となっているが、同社には平成31年1月25日まで在籍していた。

また、請求期間②～⑦について、標準賞与額の記録はないが、支払明細書を見ると、A社から賞与の支給があり、当該賞与から厚生年金保険料が控除されている。

調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された預金通帳、雇用保険の記録、請求期間①前の給与支払明細書、給与所得の源泉徴収票及び同僚の陳述により、請求者が当該期間にA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間①に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成30年1月25日から平成31年1月26日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の預金通帳等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成30年1月25日から平成31年1月26日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者の当該期間に係る届出及び保険料納付についての回答は得られないが、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届（令和3年8月18日受付）における資格喪失年月日が平成30年1月25日になっていることから、事業主は未届けであった請求者の資格喪失年月日を同日とする届出を提出した結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②から⑦までの各期間について、請求者から提出された賞与に係る支払明細書、預金通帳及び源泉徴収票により、請求者は、当該各期間においてA社から賞与の支払を受け、当該各期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間②から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賞与に係る支払明細書等により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間②は17万2,000円、請求期間③は16万8,000円、請求期間④は16万5,000円、請求期間⑤は16万1,000円、請求期間⑥は15万8,000円及び請求期間⑦は15万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②から⑦までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者の当該各期間に係る届出及び保険料納付についての回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

3 請求期間②から⑦までの各期間について、請求者から提出された賞与に係る支払明細書、預金通帳及び源泉徴収票により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記2の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の請求期間②から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賞与に係る支払明細書等により確認できる賞与額から、18万円とすることが妥当である。

ただし、請求期間②から⑦までの各期間に係る訂正後の標準賞与額（上記2の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200052号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2200022号

## 第1 結論

昭和57年4月から昭和60年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年4月から昭和60年11月まで

私が20歳となった昭和53年\*月から昭和60年11月までの期間について、父がA銀行B支店において、私の国民年金保険料を納付してくれていたが、請求期間に係る年金記録が漏れている。

父から、間が空かぬように国民年金保険料を納めておいたと聞いているので、請求期間に係る年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、自身が20歳となった昭和53年\*月から昭和60年11月までの期間について、父がA銀行B支店において、自身の国民年金保険料を納付してくれていた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、請求者は、昭和53年\*月\*日に国民年金の被保険者資格を取得後、昭和57年4月30日に被保険者資格を喪失しており、当該資格を喪失後、昭和60年12月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの間において、国民年金の被保険者資格を取得した記録は見当たらないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者の父は、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

また、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳において、国民年金の被保険者資格の喪失年月日が記録されていることについて、i) C市は、請求者の請求期間に係る住所地を確認できる戸籍の附票は保存年限経過のため保管していない旨回答しているが、請求者は、昭和54年8月から昭和60年9月までDに居住していた旨陳述しており、E出入国在留管理局から提出された日本人出帰国記録によると、1979年(昭和54年)8月17日に出国し、1985年(昭和60年)9月21日に帰国していることが確認できること、ii) 請求者が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄において、資格喪失年月日として昭和57年5月1日が記載され、「C市」の処理印が押印されていることが確認できること、iii) 日本年金機構F年金事務所は、住民票の海外転出が考えられる旨回答していること、iv) 世帯主等からの届出がなければ、同市は請求者が海外に居住していたことを把握し難いことを踏まえると、世帯主等から請求者の海外居住を事由とした資格喪失届が提出されたと考えても不自然ではない。

なお、請求者が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄に記載された資格喪失年月日(昭和57年5月1日)と、オンライン記録における資格喪失年月日(昭和57年4月30日)が相違しているところ、日本年金機構F年金事務所は、令和3年4月26日(受付)に請求者から提出された年金記録照会申出書の調査過程において、国民年金被保険者台帳に記録された資格喪失年月日が昭和57年4月30日であることを確認したので、令和3年5月27日に資格

喪失年月日を昭和 57 年 5 月 1 日から同年 4 月 30 日に訂正する処理を行った旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の父は既に亡くなっていることから、当時の具体的な手続状況及び納付状況を確認することができない。

加えて、請求者又は請求者の父が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者の国民年金手帳記号番号（「\*」及び「\*」、以下「記号番号」という。）とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方で氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、当該期間にG県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者又は請求者の父が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200158号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200100号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成30年12月29日は32万8,000円、令和元年12月28日は35万6,000円に訂正することが必要である。

平成30年12月29日及び令和元年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年12月29日及び令和元年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年12月29日  
② 令和元年12月28日

厚生年金保険の記録では、請求期間①及び②にA社から支払われた賞与が、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び請求者から提出された賞与に係る明細書により、請求者は、同社から請求期間①及び②に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び賞与に係る明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は32万8,000円、請求期間②は35万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、日本年金機構が保管する請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の受付日が、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の日となっていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200212号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200101号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成19年12月14日は19万4,000円、平成20年12月12日は25万円、平成22年8月10日及び同年12月10日は24万6,000円、平成23年12月9日は18万円並びに平成24年8月10日、平成25年8月9日及び同年12月20日は13万円に訂正することが必要である。

平成19年12月14日、平成20年12月12日、平成22年8月10日、同年12月10日、平成23年12月9日、平成24年8月10日、平成25年8月9日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月14日、平成20年12月12日、平成22年8月10日、同年12月10日、平成23年12月9日、平成24年8月10日、平成25年8月9日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月14日  
② 平成20年12月12日  
③ 平成22年8月10日  
④ 平成22年12月10日  
⑤ 平成23年12月9日  
⑥ 平成24年8月10日  
⑦ 平成25年8月9日  
⑧ 平成25年12月20日

年金事務所からA社における賞与記録を確認するようにと連絡があり確認したところ、請求期間①から⑧までの各期間における賞与記録がないことが分かった。

私が保管する預金通帳の写しを提出するので、賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から⑧までの各期間について、請求者から提出された預金通帳の写し、A社の元同僚の賞与明細書、同社の回答及び陳述から判断すると、請求者は、同社から当該各期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から⑧までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑧までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳の写しにより推認できる賞与額から、請求期間①は19万4,000円、請求期間②は25万円、請求期間③及び④は24万6,000円、請求期間⑤は18万円並びに請求期間⑥、⑦及び⑧は13万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑧までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているものの、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年4月27日に請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）及び年金事務所は、請求者の当該各期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。